

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の 施行に伴う公共工事の取扱いについて

制定 平成14年 5月29日
改正 平成22年 6月15日
広島高速道路公社

1 概要

建設廃棄物の適正な処理を目的として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「法」という。）が平成12年5月に制定され、平成14年5月30日から、全面施行されたことにより、一定の要件に該当する建設工事（対象建設工事）を行う場合、特定建設資材の分別解体等の実施及び再資源化等の実施が義務化されている。

平成22年2月9日に「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14国土交通省令第17号。以下「省令」という。）が一部改正され、届出様式等が変更となったことから、平成22年7月1日以降に契約される公共工事の取扱いについて、今回改正を行った。

2 建設リサイクル法で義務付けのある建設工事（対象建設工事）

対象建設工事については、発注者は都道府県知事へ届出（公共工事においては通知）し、工事の実施にあたっては、正当な理由がある場合を除いて、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化等を行うことが義務付けられる。

(1) 対象建設工事の定義

対象建設工事とは、下の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（1品目以上）

- ①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③木材 ④アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80㎡ 以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500㎡ 以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円 以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 500万円 以上

注）解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。

(2) 特定建設資材等の定義

- ① コンクリート
コンクリート（セメントコンクリート）とは、「セメント」、「水」、「骨材（細骨材・

粗骨材)」、「混和材料」を練り混ぜ混合したもの又は硬化させたもので、「無筋コンクリート」、「鉄筋コンクリート」等のことをいう。

ALC版、スレート、骨材(細骨材または粗骨材)が含まれていない建設資材は、特定建設資材のコンクリートに該当しない。

② コンクリート及び鉄から成る建設資材

コンクリート及び鉄から成る建設資材とは、コンクリートと鉄筋等の鉄から成る建設資材で、「プレキャスト鉄筋コンクリート版」等のことをいう。

③ 木材

特定建設資材である木材とは、法第2条第1項において定義されるように、土木建築に関する工事に使用される木材をいう。

なお、これらの工事に伴って発生する伐採材・伐根材、剪定枝葉等は建設資材ではないため特定建設資材に該当しない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)上は、建設業に伴って発生する伐採材・伐根材は産業廃棄物であるが、地域の事情によっては市町の焼却施設で受け入れを行い、焼却処分されることがある。

一方、施設の維持管理等に伴って発生する剪定枝葉は一般廃棄物とされる。

④ アスファルト・コンクリート

アスファルト・コンクリートとは、「瀝青材料(アスファルト)」、「骨材」、「フィラー」、「安定剤」等からなる材料のことをいう。

⑤ リース材

コンクリート型枠、足場等のリース材については、工事現場で使用している間は建設資材となるものの、使用後はリース会社に引き取られるため、建設資材廃棄物として排出されるものではない。

ただし、工事現場から廃棄物として排出された場合は特定建設資材廃棄物として取り扱う。

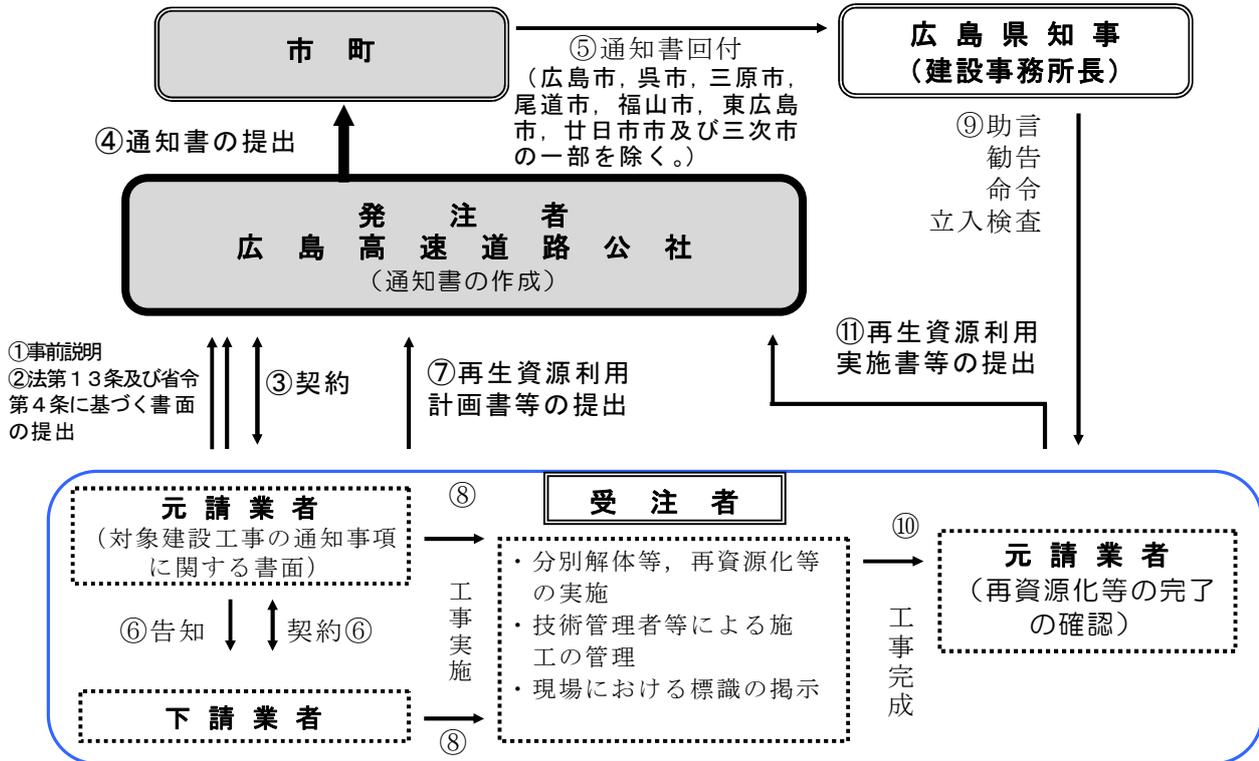
(3) 対象建設工事でない建設工事例

特定建設資材を使用しない工事又は特定建設資材廃棄物が発生しない工事

特定建設資材	特定建設資材廃棄物	対象建設工事かどうか	通知の要・不要	例
使用する	発生する	対象建設工事	要	解体工事を含む新設工事
	発生しない	対象建設工事	要	解体工事を含まない新設工事(舗装新設工事等)
使用しない	発生する	対象建設工事	要	建物等の解体工事
	発生しない	対象建設工事でない	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物を作らないような工事(浚渫工事, 地盤改良工事, 塗装工事等) ・ 特定建設資材を使用しない工事(鋼製橋梁の製作架設工事, 土の切盛だけの道路改良工事, 造成工事等)

3 公共工事における「建設リサイクル法」に係る手続について

公共工事にかかる各手続の流れを以下に示す。



※ 広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市については各市長宛となる。

※ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に掲げる建築物の解体工事を行う場合は、三次市長宛となる。

公共工事にかかる各手続の流れ

番号	事項	内容	備考
	入札	落札決定	
①	事前説明（法第12条に基づく書面の提出して説明）	落札者は、法第12条第1項に基づく書面を発注者（工事担当課）に対して提出し、契約締結する前に内容の説明を行う。	詳細は7ページ
②	法第13条及び省令第4条に基づく書面の提出	落札者は、法第13条及び省令第4条に基づく書面を作成し、工事担当課の確認を経て、落札決定後5日以内に発注者（契約担当課）に提出する。	詳細は7ページ
③	契約書の作成	発注者（契約担当課）は、落札者が提出した法第13条及び省令第4条に基づく書面の内容に基づき、解体工事に要する費用等を明記し、契約書の作成を行う。	詳細は8ページ
④	通知書の提出	発注者（工事担当課）は、工事着手の前日までに当該建設工事の施工される市町へ提出する。	詳細は4～5ページ
⑤	通知書等の回付	市町は所管の建設事務所建築課へ工事着手の前日までに郵送等にて回付する。	
⑥	告知及び契約	元請業者から下請業者に対して、契約前に法第12条第2項に基づき書面にて告知する	

⑦	再生資源利用計画書等の提出	元請業者は発注者（工事担当課）に対して、工事着手する前までに、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出を行う。	
⑧	工事实施	・分別解体工事，再資源化の実施 ・主任（監理）技術者及び技術管理者等による施工管理 ・現場における標識の掲示	
⑨	助言，勧告，命令，立入検査等	分別解体の実施及び再資源化の実施に関して必要な助言，勧告，命令，立入検査，報告の徴収を行う。	
⑩	工事等完了	分別解体等，再資源化等の完了	
⑪	再生資源利用実施書等の提出	元請業者は発注者（工事担当課）に対して、工事完成後に、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の提出を行う。	

注：⑥は②と同時期でも差し支えない。

4 事前通知

法第10条の規定では、対象建設工事の工事着手7日前までの届出が義務付けられているが、国の機関や地方公共団体においては国等に関する特例として事前の通知でよいとされている。このため、本公社では、工事着手の前日（契約上の工事着手日ではなく、実際の工事に着手する日）までに、当該建設工事が施工される区域を管轄する市町長へ通知書を提出することとする。通知書は市町を経由して建設事務所長へ回付される。（広島市，呉市，三原市，尾道市，福山市，東広島市，廿日市市及び三次市の一部を除く。）

(1) 法第11条の対象となる機関

法第11条の対象となる機関は、国又は地方公共団体（普通地方公共団体及び特別地方公共団体^{注1)}）、政令の附則に定める機関^{注2)}とする。

注1) 特別区，地方公共団体の組合，財産区及び地方開発事業団

注2) 1 独立行政法人水資源機構，2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構，3 地方住宅供給公社，4 地方道路公社，5 日本下水道事業団，6 独立行政法人都市再生機構，7 国立大学法人，8 独立行政法人国立病院機構，9 独立行政法人国立高等専門学校機構

(2) 通知書の様式

通知書の様式は、別紙様式第1号による。

なお、記載に当たって、工事発注者名には理事長を記入し、表中の発注者欄には、一般監督員の所属・職氏名・連絡先等を記入することとする。

(3) 通知書の提出部数及び通知先等

発注者（工事担当課）は、工事着手の前日までに、当該建設工事が施工される区域を管轄する市町の長へ通知書を提出する。

① 通知の提出部数・・・・・・・・・・1部

② 通知書の提出先（受付窓口）・・ 当該建設工事が施工される区域を管轄する市町の建設リサイクル担当窓口。なお、複数の市町にまたがる工事については、各々の市町へ提出する。

③ 通知の宛先（詳細は 45～46 ページ）

宛 先	工事の施工場所を管轄する市町（通知書の提出届出先）
西部建設事務所長	竹原市，大竹市，安芸高田市，江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，安芸太田町，北広島町，大崎上島町
東部建設事務所長	府中市，世羅町，神石高原町
北部建設事務所長	三次市，庄原市
広島市長	広島市
呉市長	呉市
三原市長	三原市
尾道市長	尾道市
福山市長	福山市
東広島市長	東広島市
廿日市市長	廿日市市

注 1：三次市では，建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物の解体工事を行う場合には，三次市長宛の通知となる。

④ 通知等に関する事務処理機関（受付事務を除く。）

工事の種類	工事場所 広島市，呉市，三原市， 尾道市，福山市， 東広島市，廿日市市	三次市	左記以外 の市町
建築物の解体	特定行政庁の長 （上記の市長）	建設事務所長 （小規模住宅等に限り限定特定行政庁の長（三次市長））	建設事務所長
建築物の解体以外 （新築・増築・修繕・模様替 その他の工作物工事等）		建設事務所長	

5 契約手続き等

法第6条では、解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用の適切な負担を発注者に対して義務付けており、また、法第13条及び省令第4条では、建設工事請負契約書の中で、(1) 分別解体等の方法、(2) 解体工事に要する費用、(3) 再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4) 再資源化等に要する費用を明記することとしている。

(1) 設計書の作成

発注者（工事担当課）は、解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用について適切に負担する義務があることから、設計書は次の事項に留意して作成する。

- ① 設計計上する再資源化施設への搬出単価は施設単価とする。（技術管理課から通知）
- ② 想定される再資源化施設が、特定建設資材廃棄物の搬出予定時期に受入可能か充分把握しておく。
- ③ 工事で発生する特定建設資材廃棄物に対応した再資源化施設かどうか確認すること。伐根及び伐木（特定建設資材ではない。）は受け入れても、建設廃木材は受け入れない再資源化施設があるので注意すること。
- ④ 設計計上する再資源化等に要する費用（再資源化施設の受入費＋運搬費）は、施設毎の費用と運搬距離から最も経済的な費用とすること。なお、契約書に明記される再資源化等に要する費用は、落札者の見積額であるため、設計計上された再資源化等に要する費用とは異なる。

(2) 入札条件に明記すべき事項

- ① 落札者は、法第12条第1項に基づく書面（建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等が記載されたもの）を作成し、契約を締結する前に発注者（工事担当課）へ提出し、内容について説明しなければならないこと。
- ② 落札者は、法第13条及び省令第4条に基づく書面（①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用等を明記したもの）を作成し、落札決定後5日以内に発注者（契約担当課）へ提出しなければならないこと。
- ③ 法第13条及び省令第4条に基づく書面の作成方法については次のとおりとする。
 - 一 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は、直接工事費とすること。
 - 二 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。
- ④ 法第13条及び省令第4条に基づく書面が落札決定後5日以内に提出されない場合には、契約締結拒否となること。
- ⑤ 当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できないこと。

(3) 法第12条第1項に基づく事前の説明及び法第13条及び省令第4条に基づく書面の提出

落札者は、法第12条第1項に基づく書面及び法第13条及び省令第4条に基づく書面を作成し、契約を締結する前に工事担当課へ提出して説明を行う。工事担当課は、法第13条及び省令第4条に基づく書面の内容を確認後、確認済の印を押し落札者に返却する。

落札者は落札決定後 5 日以内に確認済印が押印された法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面を契約担当課へ提出する。

(4) 工事請負契約書の作成

契約担当課は、契約書の作成にあたり、落札者から提出された法第13条及び省令第4条に基づく書面を別紙として添付することができる。

請負契約に係る書面の記載事項（法第13条第1項、省令第4条）の具体的内容

記載項目		記載の有無			
		分別解体等の方法 (省令第4条第1号)	解体工事に要する 費用(同第4条第2号)	再資源化等をする ための施設の名称 及び所在地(同第4条第3号)	再資源化等に要する 費用(同第4条第4号)
届出に係る 対象建設工事 の種類		全ての建設資材に係る分別解体等の工程について記載する。 (手作業 手作業・機械 作業併用の別 など)	全ての建設資材に係る解体工事の費用について一括して記載する。	特定建設資材廃棄物の再資源化等施設について記載すれば足りる。 (名称(注1) 所在地 (注2))	特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用について一括して記載する。 (注2)
建築物	解体	○	○	○	○
	新築・増築	○	×	○	○
	修繕・模様替	○	×	○	○
建築物以外の もの(注3)	解体	○	○	○	○
	新築等(注4)	○	×	○	○

(注1) 搬出先として予定している施設は各品目ごとに複数記入可

(注2) 下請契約で再資源化等を含まない解体工事のみの契約の場合は、再資源化等に関する項目は「該当なし」と記載する。

(注3) 土木工事等をいう。

(注4) 土木工事等に係わる「新築等」には、新規の建設工事のほか道路舗装の打ち替えなど維持補修系の工事等が含まれる。

(5) 変更契約の作成

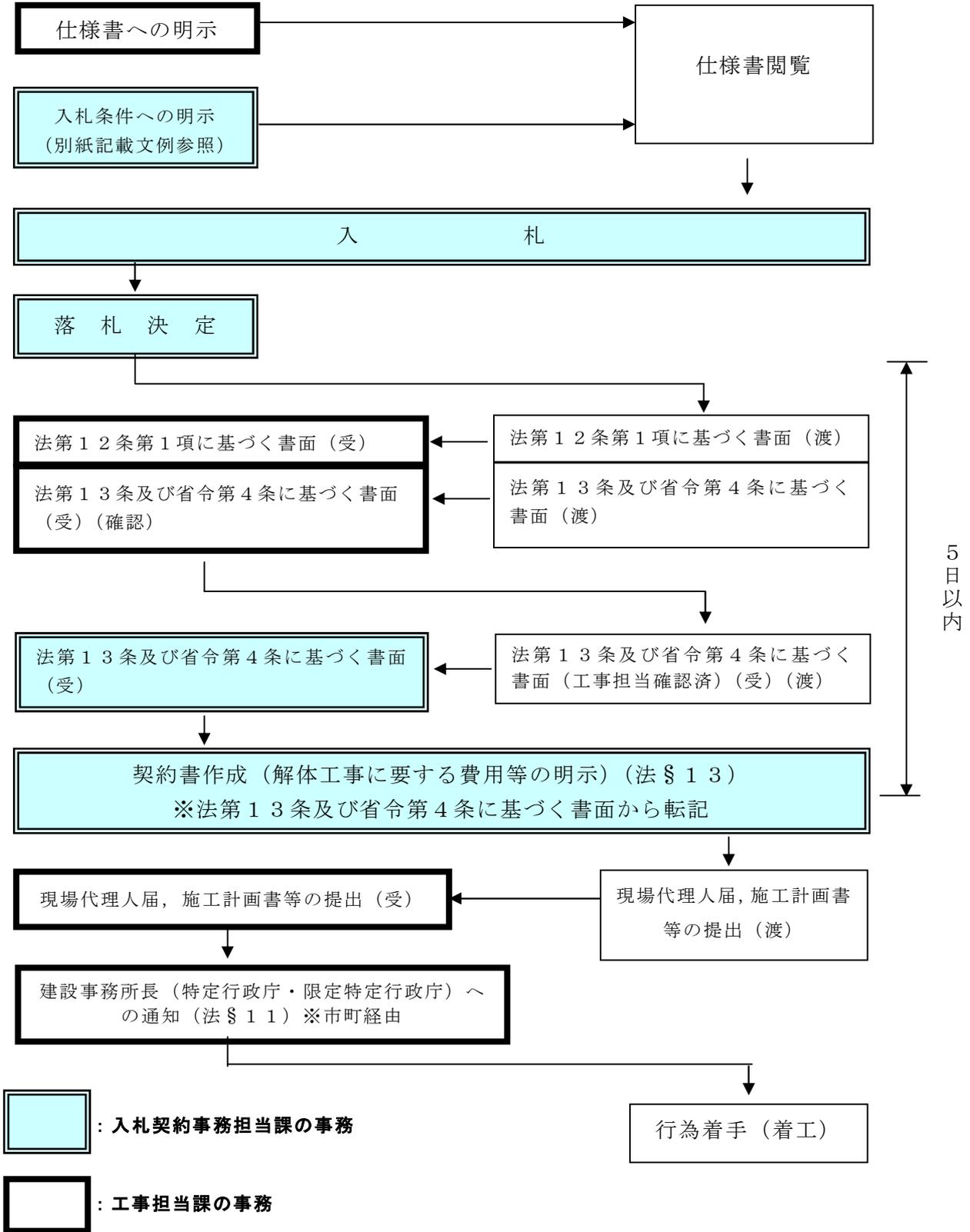
変更契約の作成にあたっては、当初契約の作成に準じて行う。

なお、変更契約に係る事務処理の流れは、変更理由が発注者側の発議及び請負者側の発議によって異なるため、別紙発注事務フロー図（変更）に従い適切に行うこととする。

建設リサイクル法に関する発注事務フロー図（当初）

《 発注者 》

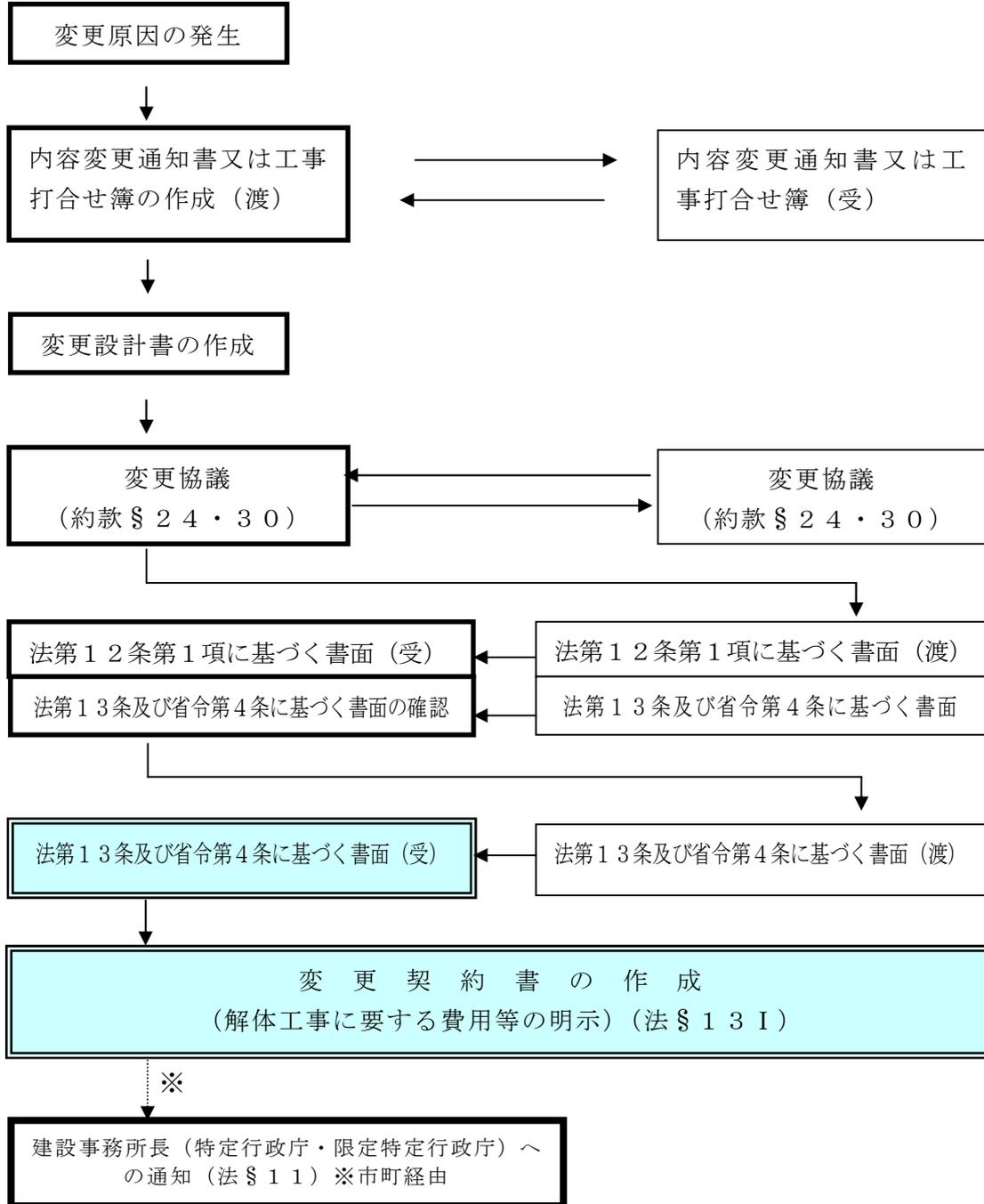
《 請負者 》



建設リサイクル法に関する発注事務フロー図（変更）
 <発注者側の事情による変更>

<< 発注者 >>

<< 請負者 >>



: 契約担当課の事務

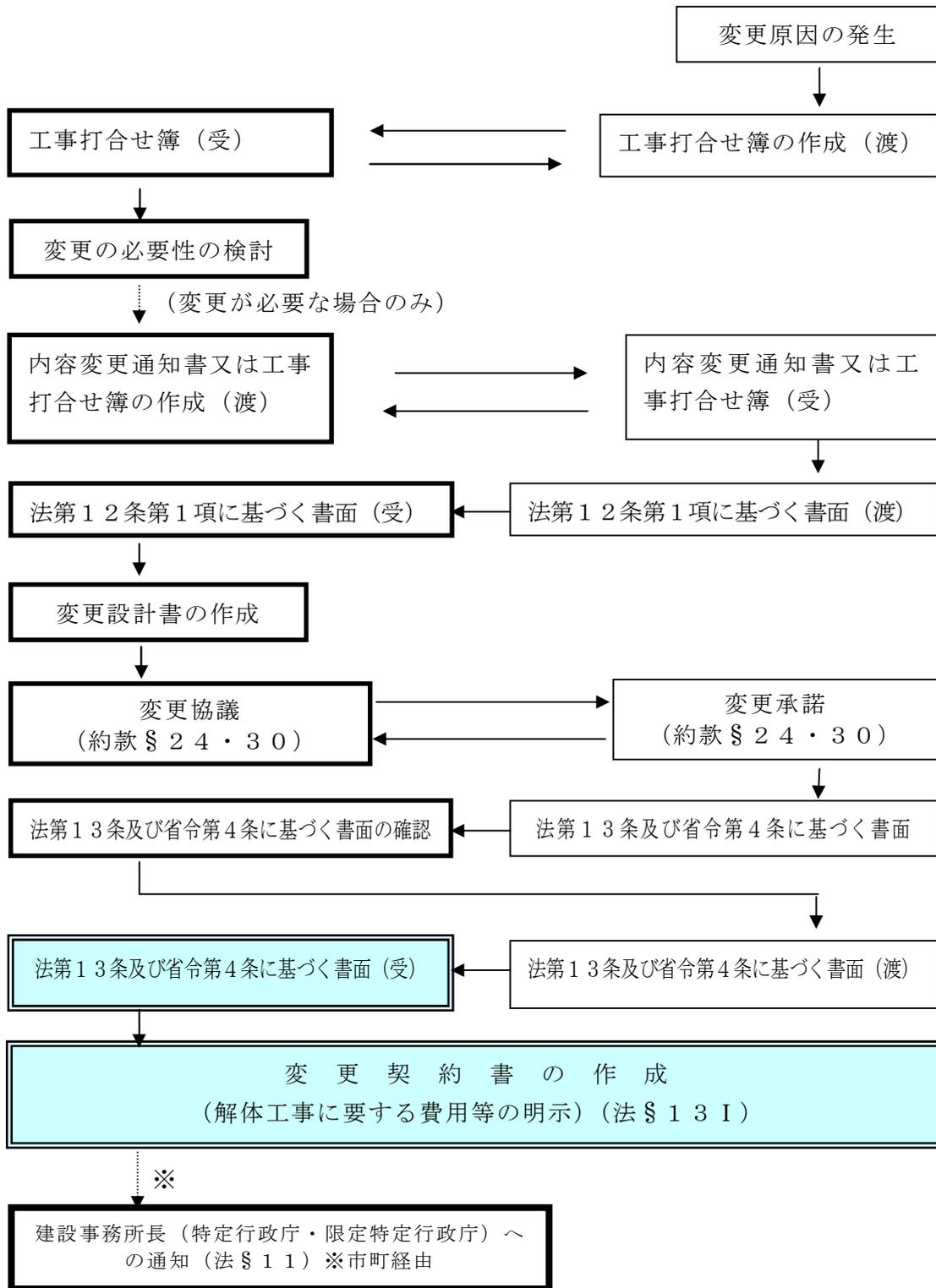
: 工事担当課の事務

※ 当初、対象建設工事でなかった工事が、変更により対象建設工事となった場合（記入例 P 38）

建設リサイクル法に関する発注事務フロー図（変更）
 <請負者側の事情による変更>

<< 発注者 >>

<< 請負者 >>



- : 契約担当課の事務
- : 工事担当課の事務

※ 当初、対象建設工事でなかった工事が、変更により対象建設工事となった場合（記入例P38）

6 再生資源利用計画書等の提出

工事の元請業者は、工事着手する前までに「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を工事監督員に提出しなければならない。

7 工事の実施

対象建設工事の受注者（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む）は、分別解体等及び再資源化等が義務付けられる。

(1) 分別解体等の実施

① 分別解体の定義

- 一 解体工事の場合、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
 - 二 新築工事等の場合、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
- 一、二いずれの場合も工事現場から搬出するための積み込み作業までをいう。

② 分別解体等の実施義務の免除

分別解体等の実施義務の免除される正当な理由（法第9条第1項）とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- 一 災害時の応急仮設建築物に係る工事である場合
- 二 緊急復旧工事である場合（単なる災害復旧工事は除く）
- 三 有害物質等により建築物等が汚染されている場合
- 四 火災により建築物が全焼し、熱等の影響で特定建設資材の再資源化が不可能となった場合
- 五 災害で建築物が倒壊しそうな場合等、分別解体等を実施することが危険な場合

(2) 再資源化等の実施

① 再資源化等の定義

一 再資源化

分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するもので次に掲げる行為をいう。

- 1) 資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いるものを除く。）ができる状態にする行為。
- 2) 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為。

なお、「熱を得ることに利用すること」とは、建設資材廃棄物を燃焼させることにより熱エネルギーを得ることであり、得られた熱エネルギーを熱として直接利用すること（ボイラーの熱源、温水利用、セメント助燃材等）や、熱エネルギーを用いて発電を行い、その電力を使用・販売することが含まれる。

しかし、廃棄物処理法第16条の2第1号に定められた方法（廃棄物処理基準）に従う焼却であることが前提となる。（第3号は含まない。）

当然、廃棄物処理法に基づく施設の許可対象規模である場合には、平成14年12月以降のダイオキシン規制を満足する施設でなければならない。

二 縮減

建設資材廃棄物の大きさ、体積を減少させる行為であり、運搬を含む。その方法には焼却、脱水、圧縮、乾燥等（廃棄物処理法上の処理行為として処理基準に従った行為）がある。

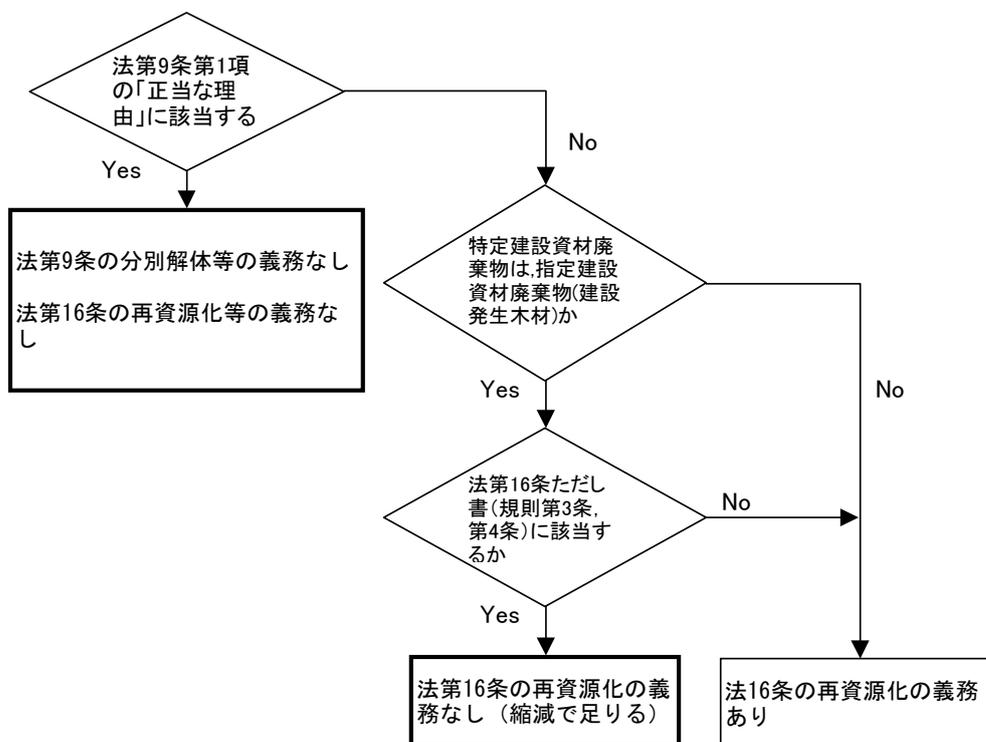
② 再資源化の義務の免除

分別解体等の実施により生じた特定建設資材廃棄物については、その全量を再資源化することが基本であるが、特定建設資材廃棄物のうち指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの（建設発生木材）をいう。）については、工事現場から最も近い再資源化施設までの距離が50kmを超える場合等については、縮減（焼却）を行ってもよいこととする。

また、指定建設資材廃棄物の再資源化については、工事現場から50km以内に再資源化施設があっても、再資源化施設が、次のような事例等に該当し、受入れを拒否するときは、法第16条でいう施設が存しない場合とみなし、「縮減をすれば足りる」こととする。

- 一 季節的な需給関係又は一時的な処理能力の問題により受け入れない場合（県が区域と期間を限定した上で法第16条でいう施設が存しないとみなすことが前提。）
- 二 受け入れを剪定枝葉、生木、根株等に限定しており、建設発生木材を受け入れない場合
- 三 特定の者との固定的取引に特化しており、その他の者の建設発生木材を受け入れない場合

分別解体等及び再資源化等の義務の有無について



(3) 特定建設資材廃棄物の「自ら利用」について

特定建設資材廃棄物を自ら利用する場合は、当該廃棄物が発生する工事の中で流用するものに行い、工作物等の築造に使用される材料の仕様規定に応じて、現場内で有価物として取り扱える程度に再資源化して実施するものとする。

更に、自ら利用に要する費用（現場内で再資源化に要する費用）と再生建設資材（再生砕石やマルチング材等建設資材廃棄物の再資源化によって得られた物をいう。）の購入費（運搬費含む。）に再資源化施設への処分費（運搬費を含む。）を加えたものとの経済比較等の検討を行うこととする。

なお、自ら利用を行う場合は、現場条件や工作物の種類により自ら利用ができる範囲が異なるため、技術管理課及び事業主管課と協議調整し実施するものとする。

8 再生資源利用実施書等の提出

工事の元請業者は、工事完成後に「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を工事監督員に提出しなければならない。

9 適用年月日

平成22年7月1日以降締結される請負工事契約に係る建設工事に適用する。

ただし、平成22年6月30日以前に契約締結済みの建設工事の変更契約に際しては、12条関係様式の変更別表1～3は、従前の様式によるものとする。

具体的な工事の種類の例

河川関係工事	築堤，護岸，ダム，砂防，その他
海岸工事	
道路関係工事	改良，舗装，橋梁，ずい道，維持修繕，共同溝，その他
農林関係工事	土地改良，区画整理，農道，農林その他
水産関係工事	
上・工水道関係工事	
土地造成，区画整理 関係工事	
公園関係工事	
下水道関係工事	
空港・港湾関係工事	空港関係工事，港湾関係工事
鉄道・軌道関係工事	
災害復旧関係工事	
電線路工事	
その他の公共土木工事	

入札条件

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する「対象建設工事」（下記《対象工事の定義》参照）を請け負おうとする者は、法第12条第1項に基づき、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）第4条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から5日以内に、発注者（工事担当課）に対して、「法第12条第1項に基づく書面」を提出し、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明した上で、発注者（契約担当課）に対して、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。

なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- (1) 「法第12条第1項に基づく書面」は、別紙様式（12条関係様式）により作成すること。
- (2) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」は、別紙（13条関係様式）により作成すること。
- (3) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は直接工事費とすること。
- (4) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「再資源化に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（1品目以上）

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 500万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。

法第12条第1項に基づく書面

平成 年 月 日

広島高速道路公社 理事長 様

(郵便番号 ー)
住 所
氏 名 印
電話番号 ー ー

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について、次のとおり説明します。

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 説明内容 添付資料のとおり
4. 添付資料
 - ①別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）
 - 別表1（建築物に係る解体工事）
 - 別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））
 - 別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））
 - ②工程の概要を示す資料
 - 工程表

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
	残存物品	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
	その他		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()	
<input type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由()	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		コンクリート塊	トン
		アスファルト・コンクリート塊	トン
		建設発生木材	トン
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数_____年、棟数_____棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約_____m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()		
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
	その他			
工程ごとの作業内容	工程		作業内容	
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()	
工事の種類		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()	
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数_____年 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約_____m その他()	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
	その他		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	() その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()	
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他		使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	
		<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
備考			

分別解体等の計画等

変更箇所	建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()		
	<input type="checkbox"/>	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()		
<input type="checkbox"/>	建築物に関する調査の結果	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()		
<input type="checkbox"/>			建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
<input type="checkbox"/>	建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()		
<input type="checkbox"/>		搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()		
<input type="checkbox"/>		残存物品	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
<input type="checkbox"/>		特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
<input type="checkbox"/>		その他			
<input type="checkbox"/>					
<input type="checkbox"/>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	
<input type="checkbox"/>		①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
<input type="checkbox"/>		②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
<input type="checkbox"/>		③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
<input type="checkbox"/>		④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
<input type="checkbox"/>	⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
<input type="checkbox"/>	工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由()		
<input type="checkbox"/>	建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
<input type="checkbox"/>	廃棄物発生見込み量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊		トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊		トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材		トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
<input type="checkbox"/>	(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
<input type="checkbox"/>	備考				

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

変更箇所	<input type="checkbox"/>	使用する特定建設資材の種類	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
	<input type="checkbox"/>	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()		
<input type="checkbox"/>	建築物に関する調査の結果	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()		
<input type="checkbox"/>			建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
<input type="checkbox"/>	建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()		
<input type="checkbox"/>		搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()		
<input type="checkbox"/>		特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
<input type="checkbox"/>		その他			
<input type="checkbox"/>	工程ごとの作業内容	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
<input type="checkbox"/>		②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
<input type="checkbox"/>		③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
<input type="checkbox"/>		④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
<input type="checkbox"/>		⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
<input type="checkbox"/>		⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
<input type="checkbox"/>	廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
<input type="checkbox"/>	(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
<input type="checkbox"/>	備考				

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

変更箇所	<input type="checkbox"/>	工作物の構造 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()		
	<input type="checkbox"/>	工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()		
	<input type="checkbox"/>	使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
	<input type="checkbox"/>	工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数____年 その他()	
	<input type="checkbox"/>		周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()	
	<input type="checkbox"/>	工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	<input type="checkbox"/>		作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
	<input type="checkbox"/>		搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
	<input type="checkbox"/>		特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
	<input type="checkbox"/>		その他		
<input type="checkbox"/>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
<input type="checkbox"/>		①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
<input type="checkbox"/>		②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
<input type="checkbox"/>		③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
<input type="checkbox"/>		④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
<input type="checkbox"/>		⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
<input type="checkbox"/>		⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
<input type="checkbox"/>	工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()			
<input type="checkbox"/>	工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)	トン			
<input type="checkbox"/>	廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
<input type="checkbox"/>	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
<input type="checkbox"/>	備考				

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

(13条関係様式1)

法第13条及び省令第4条に基づく書面

平成 年 月 日

広島高速道路公社 理事長 様

(郵便番号 -)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 - - _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

1. 分別解体等の方法（建築物に係る解体工事の場合）

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体等の方法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 _____ 円（税抜き）

（注）・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。
- ・受注者の見積金額(仮設費及び運搬費を含まない直接工事費)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円（税抜き）

（注）受注者の見積金額（運搬費を含む直接工事費）

法第13条及び省令第4条に基づく書面

平成 年 月 日

広島高速道路公社 理事長 様

(郵便番号 -)
住所
氏名 印
電話番号 - -

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

1. 分別解体等の方法（建築物に係る新築工事等の場合）

Table with 4 columns: 工程, 作業内容, 分別解体等の方法. Rows include ①造成等, ②基礎・基礎杭, ③上部構造部分・外装, ④屋根, ⑤建築設備・内装等, ⑥その他.

(注) 分別解体の方法については該当がない場合は、記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費） 該当無し

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

Table with 3 columns: 特定建設資材廃棄物の種類, 施設の名称, 所在地.

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 円（税抜き）

(注) 受注者の見積金額（運搬費を含む直接工事費）

法第13条及び省令第4条に基づく書面

平成 年 月 日

広島高速道路公社 理事長 様

(郵便番号 -)
住所
氏名 印
電話番号 - -

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

1. 分別解体等の方法（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

Table with 4 columns: 工程ごとの作業内容及び解体等の方法, 工程, 作業内容, 分別解体等の方法. Rows include ①仮設, ②土工, ③基礎, ④本体構造, ⑤本体付属品, ⑥その他.

(注) 分別解体等の方法については該当がない場合は、記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用 円（税抜き）

- (注)・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。
・受注者の見積金額(仮設費及び運搬費を含まない直接工事費)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

Table with 3 columns: 特定建設資材廃棄物の種類, 施設の名称, 所在地. Multiple empty rows for data entry.

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 円（税抜き）

(注) 受注者の見積金額（運搬費を含む直接工事費）

法第13条及び省令第4条に基づく書面

平成 年 月 日

広島高速道路公社 理事長 様

(郵便番号 -)

住 所

氏 名 印

電話番号 - -

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

変更箇所

1. 分別解体等の方法 (建築物に係る解体工事の場合)

工程	作業内容	分別解体等の方法
① 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
③ 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④ 基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤ その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 _____ 円 (税抜き)

(注)・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。
・受注者の見積金額(仮設費及び運搬費を含まない直接工事費)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円 (税抜き)

(注) 受注者の見積金額 (運搬費を含む直接工事費)

法第13条及び省令第4条に基づく書面

平成 年 月 日

広島高速道路公社 理事長 様

(郵便番号 ー)

住 所

氏 名 印

電話番号 ー ー

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

変更箇所	1. 分別解体等の方法（建築物に係る新築工事等の場合）			
	工程ごとの作業内容及び解体等の方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
		<input type="checkbox"/> ①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> ②基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> ③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> ④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> ⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
<input type="checkbox"/> ⑥その他（ ）	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
<input type="checkbox"/>	2. 解体工事に要する費用		_____ 該当無し _____	
	(受注者の見積金額……直接工事費)			
<input type="checkbox"/>	3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地			
	特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	
<input type="checkbox"/>	4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用		_____ 円（税抜き） _____	
	(注) 受注者の見積金額（運搬費を含む直接工事費）			

特記仕様書

1. 工事受注者は、本工事により発生する特定建設資材廃棄物（特定建設資材（アスファルト・コンクリート、コンクリート及び木材）が廃棄物になったものをいう。）について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「法」という。）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）を遵守し適正に処理しなければならない。
2. 工事受注者は、その請け負った建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事以外の部分を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対して、法第12条第2項に基づき、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について、別紙告知書様式で告げなければならない。
3. 工事受注者は、工事着手前に、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を本工事の監督員に提出しなければならない。
4. 工事受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」に従い特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時に、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を本工事の監督員に提出しなければならない。
5. 本工事で発生した建設資材廃棄物は、広島県（環境局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設で処理すること。
但し、建設資材廃棄物が、破碎等（選別を含む）により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。
※ 有用物：有価物たる性状を有するもの。有価物は客観的に利用用途に応じて適正な品質を有していなければならない。
6. 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記5. に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

別紙

- (1) 再生資源利用計画書（実施書）様式
- (2) 再生資源利用促進計画書（実施書）様式
- (3) 告知書様式

告 知 書

平成 年 月 日

(下請人)

様

(郵便番号 ー)

住 所

氏 名 印

電話番号 ー ー

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第2項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について、次のとおり告知します。

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 告知内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

別表1（建築物に係る解体工事）

別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②工程の概要を示す資料

工程表

添付資料の様式は法12条第1項に基づ
く書面に添付するもの（19ページから24
ページ）と同様である。

記 入 例

- | | |
|----------------------------|---------------|
| (1) 通知書 | P 3 7 ~ 3 8 |
| (2) 法 1 2 条第 1 項に基づく書面 | P 3 9 ~ P 4 3 |
| (3) 法 1 3 条及び省令第 4 条に基づく書面 | P 4 4 |

参 考 資 料

- | | |
|------------------------|-------------|
| (4) 建設リサイクル法に係る届出窓口一覧表 | P 4 5 ~ 4 6 |
|------------------------|-------------|

広島市，廿日市市，呉市，
東広島市，三原市，尾道
市，福山市は各市長あて

通 知 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 建設事務所長
市 長 様

工事発注者名 広島高速道路公社 理事長 印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により，次のとおり通知します。

工事内容	工事の名称	高速〇号線下部工事（〇〇工区）	
	施工場所	広島県 〇〇 市 △△ 町 △□	
	工事概要	工事の種類 <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input checked="" type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（道路改良工事）※ 工事の規模 <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 用途____，階数____，工事対象床面積____㎡ <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事 用途____，階数____，工事対象床面積____㎡ <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途____，階数____，請負代金____万円（税込） <input checked="" type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 2,625万円（税込）	
	工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 （工事着手予定日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）	
発注者	所属	広島高速道路公社〇〇〇課	職・氏名
	所在地	〒730-0037 広島市中区中町8番18号	〇〇 △△ □□
	電話番号	082-249-3783	F A X 082-249-3694
受注者	会社名	株〇〇建設	現場代理人氏名
	所在地	〒〇〇〇-△△△△ 〇〇市△△町大字△□	〇〇 △△
	電話番号	〇〇〇-△△△-××××（内線〇〇）	F A X 〇〇〇-△△△-××××

*受付番号：_____

※建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。
（例：道路改良，舗装，築堤，土地改良等）

変更契約により、対象建設工事となった場合

広島市，廿日市市，呉市，
東広島市，三原市，尾道
市，福山市は各市長あて

通 知 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 建設事務所長
市 長 様

工事発注者名 広島高速道路公社 理事長 印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、次のとおり通知します。

工事内容	工事の名称	高速〇号線下部工事（〇〇工区）	
	施工場所	広島県 〇〇 市 △△ 町 △□	
	工事概要	工事の種類 <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input checked="" type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（道路改良工事）※ 工事の規模 <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 用途____，階数____，工事対象床面積____㎡ <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事 用途____，階数____，工事対象床面積____㎡ <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途____，階数____，請負代金____万円（税込） <input checked="" type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 525万円（税込）	
	工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 工事着手済み（変更契約により対象建設工事となったため）	
発注者	所属	広島高速道路公社〇〇〇課	職・氏名
	所在地	〒730-0037 広島市中区中町8番18号	〇〇 △△ □□
	電話番号	082-249-3783	F A X 082-249-3783
受注者	会社名	(株)〇〇建設	現場代理人氏名
	所在地	〒〇〇〇-△△△△ 〇〇市△△町大字△□	〇〇 △△
	電話番号	〇〇〇-△△△-××××（内線〇〇〇）	F A X 〇〇〇-△△△-××××

*受付番号：_____

※建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。
（例：道路改良，舗装，築堤，土地改良等）

法第12条第1項に基づく書面

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者)

広島高速道路公社 理事長 様

(郵便番号〇〇〇-△△△△)

住 所 〇〇市△△町大字△□

株式会社 〇〇建設

氏 名 代表取締役 △△ □□

電話番号 〇〇〇-△△△-××××

代表
印
書印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について、次のとおり説明します。

1. 工事の名称 高速〇号線下部工事 (〇〇工区)
2. 工事の場所 広島県 〇〇 市 △△ 町 △□
3. 説明内容 添付資料のとおり
4. 添付資料
 - ①別表 (別表1~3のいずれかに必要事項を記載したもの)
 - 別表1 (建築物に係る解体工事)
 - 別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
 - 別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))
 - ②工程の概要を示す資料
 - 工程表

記入例 ※木造の場合

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 30 年、棟数 1 棟 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input checked="" type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 1 m その他(住宅密集地)	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他(隣地の使用必要)	隣地使用の承諾済、道路使用許可済
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 4 m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他(大型車通行不可)	交通整理員の常駐 2トントラックで搬出
	残存物品	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (エアコン) 家電製品やタ <input type="checkbox"/> 無	工事施工までに搬出する
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有 () アスベスト等の付 <input checked="" type="checkbox"/> 無	解体時に発生する有害物質等の種類・発生箇
	その他	有害物質有り(○○○○)	近隣対策及び諸官庁届出済 有害物質(○○○○)除去済
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 分別解体等の方法 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		<input checked="" type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()	
<input checked="" type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由(建築物の構造上、取り外しができないため)	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40 トン 特定建設資材に限らずすべての重量を記載。	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	<input checked="" type="checkbox"/> 種類 <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	量の見込み 25 トン 発生が見込まれる部分(注) <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
		<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	10 トン <input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考		特定建設資材廃棄物の量の見込み。	

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記入例 ※鉄筋コンクリート造の場合

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 30 年、棟数 1 棟 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 1 m その他(〇〇駅前)	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他(隣地の使用必要)	隣地使用の承諾済、道路使用許可済
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 4 m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他(大型車通行不可)	交通整理員の常駐 2トントラックで搬出
	残存物品	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (業務用エアコン) 家電製品やタ <input type="checkbox"/> 無	適正処理の実施 工事施工までに搬出する
	特定建設資材への付着物	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (吹付け石綿) アスベスト等の <input type="checkbox"/> 無	適正処理の実施 近隣対策及び諸官庁届出済
	その他	無し	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input checked="" type="checkbox"/> その他(上の工程における①→③→④の順序) その他の場合の理由()	
<input checked="" type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由(特定建設資材に限らずすべての重量を記載。)	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		1100 トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	950 トン
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	80 トン		
発生が見込まれる部分(注) <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤			
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考		特定建設資材廃棄物の量の見込み。	

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記入例 ※新築の場合

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		使用する特定建設資材	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他(建物なし)			新築の場合は「建物なし」。
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input checked="" type="checkbox"/> その他(幼稚園) 敷地境界との最短距離 約 2 m その他(幹線道路(国道)沿い、交通量多い)			その他()欄は、具体的に記載する。
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容		
	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	道路使用許可済		
	搬出経路	障害物 <input checked="" type="checkbox"/> 有(未舗装) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 12 m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他(大型車通行可能)	敷鉄板設置により工事用道路を確保 交通整理員の常駐		
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	アスベスト等の		
	その他	無し			
工程ごとの作業内容	工程	作業内容			
	①造成等	造成等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			500万円以上の工事がある場合は、別途「土木工事等」で
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑥その他(仮設)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
廃棄物発生見込み量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	20 トン	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	2 トン	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥	
		<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	10 トン	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他					
備考					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記入例

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()		
工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input checked="" type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 築造年数を記載。 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 <u>3</u> m その他(幹線道路(県道)上での工事、交通量多い)	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他(現道上における工事)	道路占用許可済、道路使用許可済
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>12</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他(現道上のため支障なし)	交通整理員の常駐
	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無	付着物がある場合に
	その他	無し	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	付属品とは、さく・照明設備・標識等を含 本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	10 トン
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	230 トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	_____ トン
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考	特定建設資材廃棄物の量の見込み。		

□欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

法第13条及び省令第4条に基づく書面

記入例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者)

広島高速道路公社 理事長 様

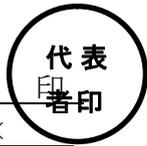
(郵便番号〇〇〇-△△△△)

住所 〇〇市△△町大字△□

株式会社 〇〇建設

氏名 代表取締役 △△ □□

電話番号 〇〇〇-△△△-××××



建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建築物等分別解体等に関する省令第4条に規定する建設工事請負契約書に記載するべき事項については次のとおりです。

解体工事がある工程のみにチェック

1. 分別解体等の方法（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土留工事等）の場合）

工程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

この工事の例では、仮設防護柵基礎の設置撤去とした。

(注) 分別解体等の方法については該当がない場合は、記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用 3,000,000 円 (税抜き)

- (注) ・解体工事の場合のみ記載する。
 ・解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。
 ・受注者の見積金額(仮設費及び運搬費を含まない直接工事費)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	〇×リサイクルセンター	〇〇市△△町□〇

工事担当課の確認済みの印

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 700,000 円 (税抜き)

(注) 受注者の見積金額 (運搬費を含む直接工事費)

事前説明済
22. 5. 30
〇〇課長

建設リサイクル法に係る届出窓口一覧表

(平成21年4月現在)

市町村名	担当部課名		住所	電話	FAX
広島市	中区役所 建築課	730-8587	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号	082-504-2579	082-504-0595
	東区役所 建築課	732-8510	広島市東区東蟹屋町9番38号	082-568-7745	082-262-0639
	南区役所 建築課	734-8522	広島市南区皆実町一丁目5番44号	082-250-8960	082-252-7179
	西区役所 建築課	733-8530	広島市西区福島町二丁目2番1号	082-532-0950	082-232-9783
	安佐南区役所 建築課	731-0193	広島市安佐南区古市一丁目33番14号	082-831-4952	082-877-7749
	安佐北区役所 建築課	731-0292	広島市安佐北区可部四丁目13番13号	082-819-3938	082-815-3906
	安芸区役所 建築課	736-8501	広島市安芸区船越南三丁目4番36号	082-821-4928	082-822-8069
	佐伯区役所 建築課	731-5195	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号	082-943-9745	082-922-1363
	段原再開発部 補償課	734-0037	広島市南区霞一丁目5番8号	082-255-8440	082-252-2145
呉市	都市部建築指導課	737-8501	呉市中央四丁目1番6号	0823-25-3514	0823-24-6831
竹原市	建設産業部都市整備課建築係	725-8666	竹原市中央五丁目1番35号	0846-22-7749	0846-22-8579
三原市	都市部建築課	723-0015	三原市円一町二丁目3番4号	0848-67-6122	0848-64-6057
尾道市	建築指導課	722-8501	尾道市久保一丁目15番1号	0848-25-7245	0848-25-7295
	因島総合支所 施設管理課	722-2392	尾道市因島土生町7番4号	0845-26-6203	0845-22-8615
福山市	建築部建築指導課	720-8501	福山市東桜町3番5号	084-928-1167	084-928-1735
府中市	建設部まちづくり課	726-8601	府中市府川町315番地	0847-43-7159	0847-46-1535
三次市	建設部建築住宅課建築指導係	728-8501	三次市十日市中二丁目8番1号	0824-62-6385	0824-62-6166
	作木支所地域づくり係	728-0124	三次市作木町下作木674番地	0824-55-2111	0824-55-3678
	君田支所地域づくり係	728-0401	三次市君田町東入君644番地1	0824-53-2111	0824-53-2961
	布野支所地域づくり係	728-0201	三次市布野町上布野1196番地1	0824-54-2111	0824-54-2429
	三和支所地域づくり係	729-6615	三次市三和町上板木38番地4	0824-52-3111	0824-52-2787
	三良坂支所地域づくり係	729-4304	三次市三良坂町三良坂2100番地	0824-44-3111	0824-44-3675
	吉舎支所地域づくり係	729-4211	三次市吉舎町吉舎368番地	0824-43-3111	0824-43-3062
	甲奴支所地域づくり係	729-4102	三次市甲奴町西野40番地	0847-67-2121	0847-67-3126
庄原市	環境衛生課環境衛生係	727-0003	庄原市是松町20-25 庄原市リサイクルプラザ内	0824-72-1398	0824-72-5517
	西城支所環境建設室	729-5722	庄原市西城町大佐737-3	0824-82-2182	0824-82-2083
	東城支所環境建設室	729-5121	庄原市東城町川東1175	08477-2-5241	08477-2-5000
	口和支所環境建設室	728-0502	庄原市口和町向泉942	0824-87-2113	0824-87-2057
	高野支所環境建設室	727-0402	庄原市高野町新市1171-1	0824-86-2113	0824-86-2062
	比和支所環境建設室	727-0301	庄原市比和町比和1119-1	0824-85-3003	0824-85-2139
	総領支所環境建設室	729-3703	庄原市総領町下領家280-1	0824-88-3065	0824-88-2978

建設リサイクル法に係る届出窓口一覧表

(平成21年4月現在)

市町村名	担当部課名		住所	電話	FAX
大竹市	都市環境部都市計画課	739-0692	大竹市小方一丁目11-1	0827-59-2168	0827-57-7149
東広島市	都市部建築指導課	739-8601	東広島市西条栄町8番29号	082-420-0956	082-421-7220
	黒瀬支所産業建設課	739-2692	東広島市黒瀬町丸山1333番地	0823-82-0214	0823-83-2403
	福富支所産業建設課	739-2303	東広島市福富町久芳1545番地1	082-435-2302	082-435-2030
	豊栄支所産業建設課	739-2317	東広島市豊栄町鍛冶屋963番地2	082-432-4160	082-432-2328
	河内支所産業建設課	739-2201	東広島市河内町中河内1166番地	082-437-2901	082-437-0229
	安芸津支所産業建設課	739-2492	東広島市安芸津町三津4398番地	0846-45-1623	0846-45-0084
廿日市市	建設部建築指導課建築指導係	738-8501	廿日市市下平良一丁目11番1号	0829-30-9191	0829-31-0999
安芸高田市	建設部管理課建設管理係	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791番地	0826-47-1201	0826-47-1206
	八千代支所	731-0303	安芸高田市八千代町佐々井1367番地	0826-52-2111	0826-52-2580
	美土里支所	731-0692	安芸高田市美土里町本郷1775番地	0826-54-0311	0826-54-0035
	高宮支所	739-1802	安芸高田市高宮町佐々部983番地2	0826-57-0311	0826-57-1654
	甲田支所	739-1192	安芸高田市甲田町高田原2500番地	0826-45-4111	0826-45-4521
	向原支所	739-1201	安芸高田市向原町坂185番地1	0826-46-3111	0826-46-2866
江田島市	土木建築部都市整備課	737-2392	江田島市能美町中町4859番地9	0823-40-2773	0823-40-2073
府中町	建設部都市計画課	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5番1号	082-286-3182	082-287-2668
海田町	建設部建設課	736-8601	安芸郡海田町上市14-18	082-823-9209	082-823-9203
熊野町	建設部都市整備課	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号	082-820-5608	082-854-8009
坂町	都市計画課	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号	082-820-1513	082-820-1523
安芸太田町	建設課	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1	0826-28-1962	0826-28-1218
北広島町	建設課都市管理係	731-1595	山県郡北広島町有田1234番地	0826-72-0860	0826-72-5242
大崎上島町	建設課	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625-1	0846-65-3124	0846-65-3198
世羅町	建設課	722-1192	世羅郡世羅町大字西上原123-1	0847-22-5309	0847-22-4566
神石高原町	建設課	720-1522	神石郡神石高原町小島2025番地	0847-89-3338	0847-85-3394
	油木支所産業建設課	720-1812	神石郡神石高原町油木乙1858番地	0847-82-0213	0847-82-0406
	神石支所産業建設課	729-3592	神石郡神石高原町高光2559番地	0847-87-0152	0847-87-0340
	豊松支所産業建設課	720-1704	神石郡神石高原町下豊松741番地	0847-84-2214	0847-84-2463